

第7次総合計画
第3期まち・ひと・しごと総合戦略
策定方針について

箱根町

1 策定の趣旨

計画策定の背景等

▶ これまでの経緯

本町では、「箱根町第6次総合計画」を町政運営の指針に、『やすらぎとおもてなしのあふれる町ー箱根』を町の将来像として、6つの基本目標のもとに、これまで各種施策に取り組んできたところです。

令和4年度からは「町民の暮らし第一のまちづくり」など4項目を新たな課題と位置付けた後期基本計画を実施し、各種施策を積極的に展開しています。また、効率的で効果的なまちづくりを行うため、後期基本計画の策定に合わせて、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体的に策定しています。

▶ 新たな総合計画の策定

第6次総合計画の計画期間が令和8年度末をもって満了を迎えることから、本町を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応し、次の10年の町の将来像実現に向けた取り組みを推進するため、令和7年度から令和8年度にかけて新たな「総合計画」を策定するものです。

1 策定の趣旨

計画の位置づけ

▶ 策定の根拠

地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）の施行（平成 23 年 8 月 1 日）により、市町村の基本構想策定義務（改正前の地方自治法第 2 条第 4 項）が撤廃されましたが、本町においては、箱根町自治基本条例第 16 条に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、自治基本条例に定める自治の基本理念にのっとり、総合計画を策定するものとします。

▶ 基本的な考え方

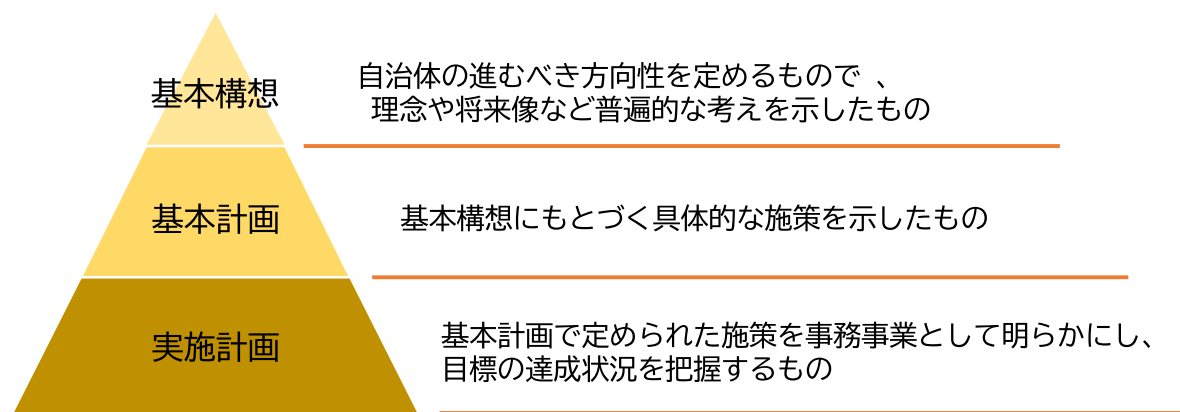
地方自治体の多くで総合計画に基づいた行政運営がなされている一方で、計画の内容は抽象的・総花的であり、形骸化しているのではないかと指摘も一般的にはされることがあります。

第 7 次総合計画では、未来に視点を置くだけでなく、これまで明白となっている課題を前提に、解決策を具現化するための取り組みを「選択と集中」により明らかにした「戦略的」な内容とするとともに、町民と行政が将来像やまちづくりの方向性を共有し、行政だけでなく、町民、事業者など全てのプレーヤーが一緒になって考え、行動するための「羅針盤」となるよう、町民に身近で、職員にも活用しやすい総合計画の策定を目指します。

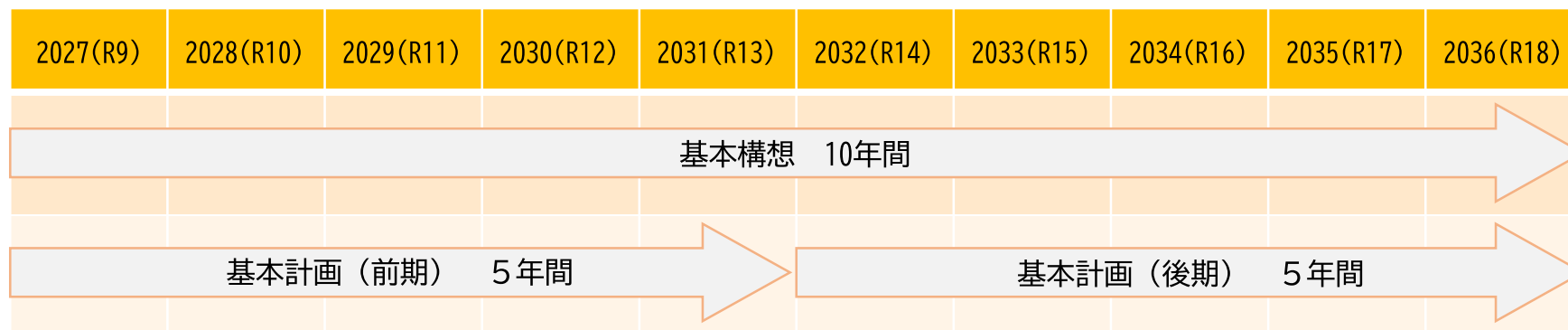
また次期まち・ひと・しごと創生総合戦略については、総合計画と目指す方向が共通していることから、総合計画に包含するものとして一体的に策定することとします。

2 計画の構成・期間

▶ 計画の構成

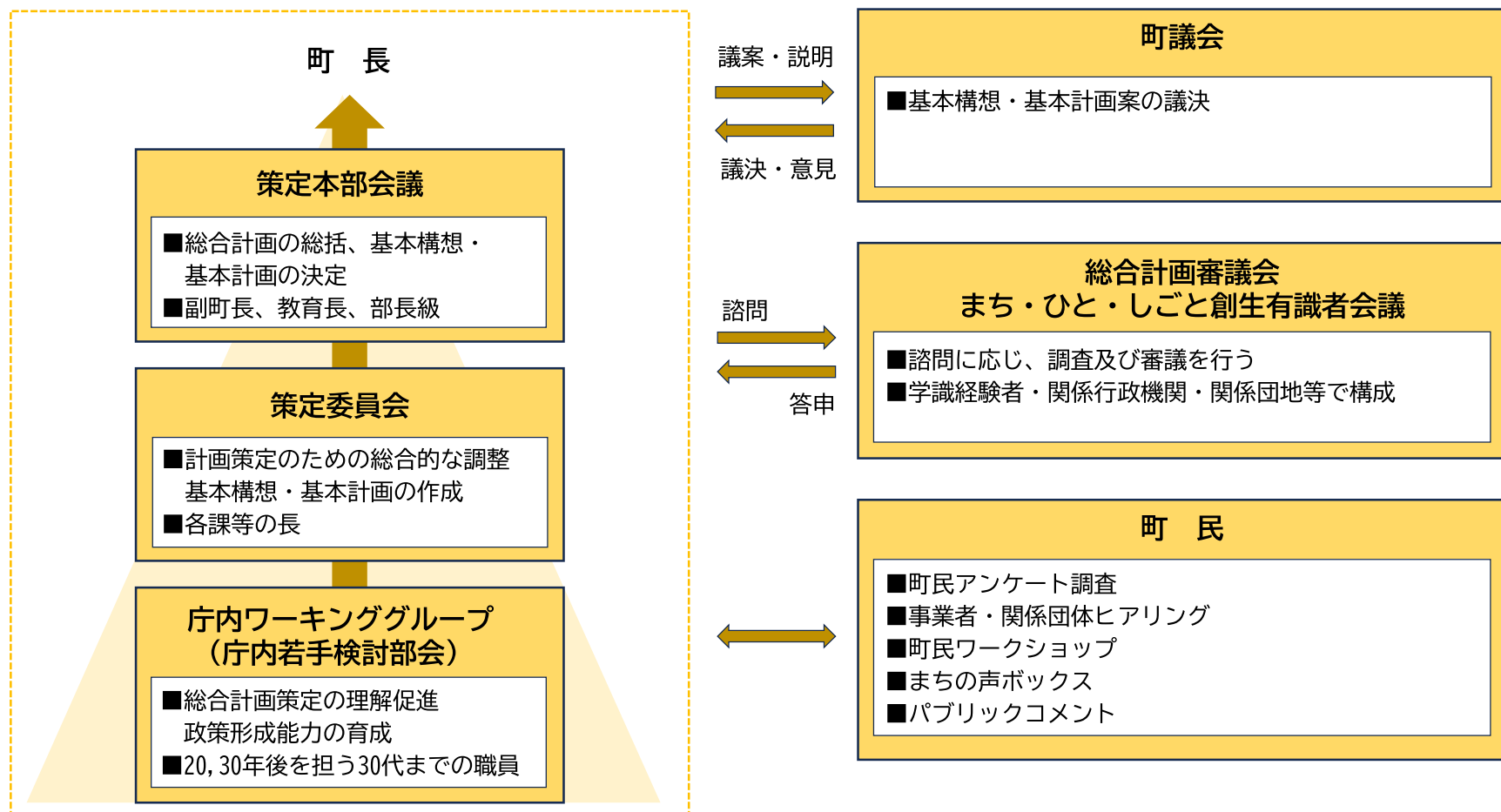


▶ 計画期間



3 策定体制

行 政



4 町民等の参画手法

以下の手法により町民等の参画を進めます

▶町民アンケート（令和7年9月実施予定）

町民の暮らしの現状や課題、町に対する意識・期待を定量的に把握し、計画に反映させます。

▶各種団体ヒアリング（令和7年7月）

産業、教育、福祉、交通、観光など分野別の団体・事業者における課題やニーズを把握し、計画に反映させます。

▶ワークショップ（令和7年秋頃実施予定）

将来を担う若者等のリアルの声の吸い上げ・深掘りを行い、施策に反映すると同時に、まちづくりに関わってもらうきっかけを作るため実施します。

対象： ①学生（高校生年代以上） ②子育て世代 ③関係人口等

▶まちの声ボックス設置（令和7年月秋頃実施予定）

より多くの町民・関係人口が関わりやすくするため、日常的・継続的に意見やアイデアを集める仕組みをつくります。

▶パブリックコメント（令和8年度実施予定）

5 職員の参画手法

若手職員が総合計画を自分ごととして捉え、町・課・自分としてできることを考える機会をつくります

▶若手職員ワークショップ（策定ワーキンググループ）（令和7年9月～令和8年2月実施予定）

●目的

総合計画及び戦略の基本的な内容を理解し、自分の業務との関係を捉え直すと同時に、町・課・自分としてできることを考える機会をつくる。また、部門を超えた職員同士や町内同世代との横のつながりをつくり、実現に向けた協力体制の足がかりとする。

●参加者

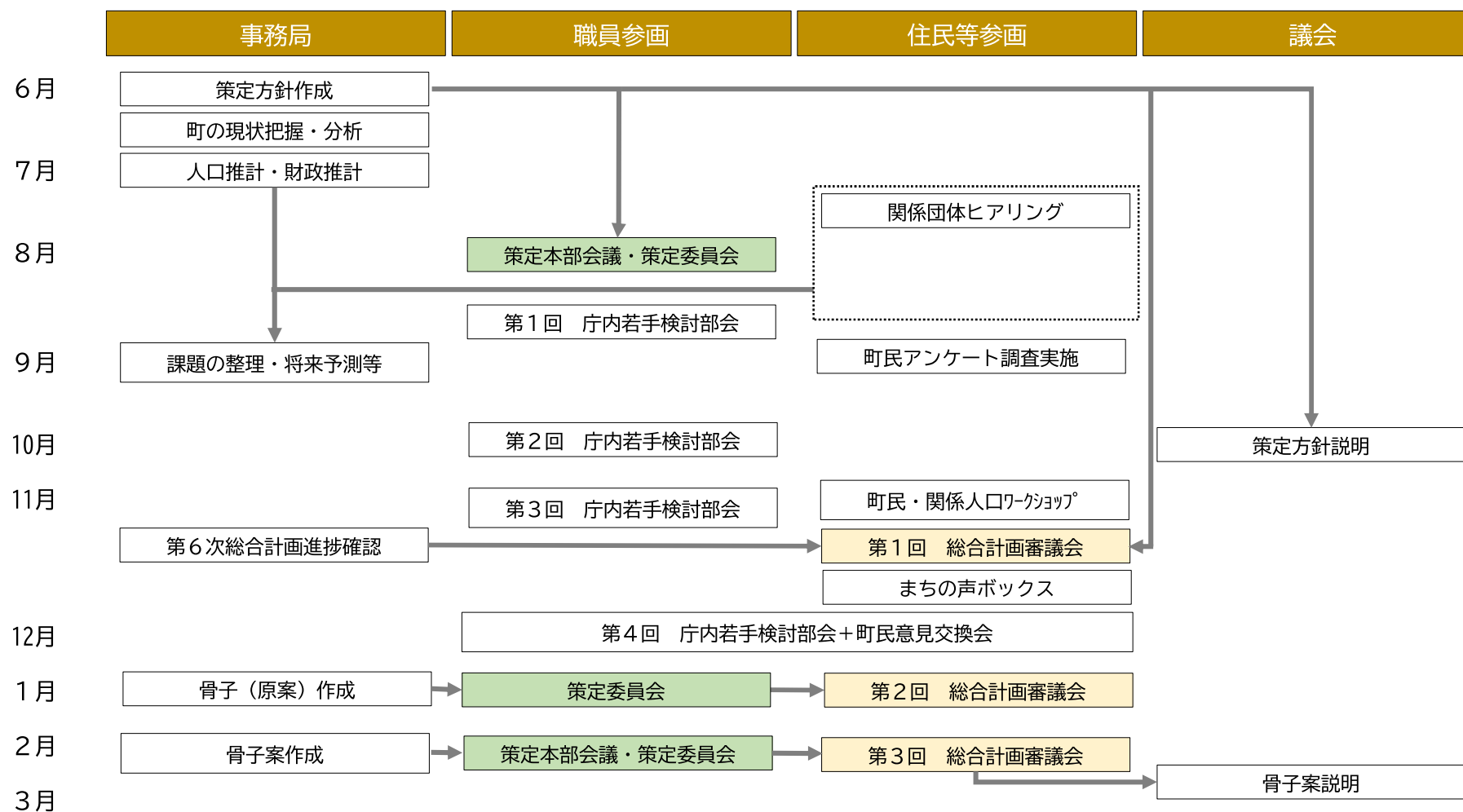
庁内の若手職員20～30代

●内容

- ① 総合計画・総合戦略の理解と目的共有
- ② 箱根町の現状と課題を捉える（グループワーク）
- ③ リアルな地域の声を知り、つながりを広げる（地域との交流による現状の理解）
- ④ 解決策の実現方法の検討（グループワーク）

6 スケジュール

令和7年度



6 スケジュール

令和8年度

